

# 地区別収集カレンダー

令和8年(2026年)4月1日から

令和8年4月から収集曜日の変更がある地区

地区	月	火	水	木	金
十二所 浄明寺 二階堂	燃やすごみ	紙類・布類 (1回目)燃えないごみ (1回目)危険・有害ごみ (1回目)使用済み食用油 (3回目)製品プラスチック	ペットボトル 植木剪定材	燃やすごみ	飲食用カン・ビン 容器包装プラスチック
西御門 雪ノ下 扇ガ谷 小町 御成町 佐助	燃やすごみ	紙類・布類 (2回目)燃えないごみ (2回目)危険・有害ごみ (2回目)使用済み食用油 (4回目)製品プラスチック	ペットボトル 植木剪定材	燃やすごみ	飲食用カン・ビン 容器包装プラスチック
大町 材木座	燃やすごみ	紙類・布類 (3回目)燃えないごみ (3回目)危険・有害ごみ (3回目)使用済み食用油 (2回目)製品プラスチック	ペットボトル 植木剪定材	燃やすごみ	飲食用カン・ビン 容器包装プラスチック
由比ガ浜 笹目町	燃やすごみ	飲食用カン・ビン 容器包装プラスチック	ペットボトル 植木剪定材	燃やすごみ	紙類・布類 (2回目)燃えないごみ (2回目)危険・有害ごみ (2回目)使用済み食用油 (4回目)製品プラスチック
長谷 極楽寺 坂ノ下	紙類・布類 植木剪定材	燃やすごみ	ペットボトル (1回目)燃えないごみ (1回目)危険・有害ごみ (1回目)使用済み食用油 (3回目)製品プラスチック	飲食用カン・ビン 容器包装プラスチック	燃やすごみ
稲村ガ崎 七里ガ浜東	紙類・布類 容器包装プラスチック	燃やすごみ	ペットボトル (1回目)燃えないごみ (1回目)危険・有害ごみ (1回目)使用済み食用油 (3回目)製品プラスチック	飲食用カン・ビン 植木剪定材	燃やすごみ
腰越一丁目 ~五丁目 津西	植木剪定材 容器包装プラスチック	燃やすごみ	飲食用カン・ビン ペットボトル	紙類・布類 (2回目)燃えないごみ (2回目)危険・有害ごみ (2回目)使用済み食用油 (3回目)製品プラスチック	燃やすごみ
腰越(未表示地区) 津 七里ガ浜	植木剪定材 容器包装プラスチック	燃やすごみ	飲食用カン・ビン ペットボトル	紙類・布類 (3回目)燃えないごみ (3回目)危険・有害ごみ (3回目)使用済み食用油 (1回目)製品プラスチック	燃やすごみ
西鎌倉 鎌倉山	紙類・布類 植木剪定材	燃やすごみ	ペットボトル (1回目)燃えないごみ (1回目)危険・有害ごみ (1回目)使用済み食用油 (3回目)製品プラスチック	飲食用カン・ビン 容器包装プラスチック	燃やすごみ
梶原(未表示地区) 寺分(未表示地区)	燃やすごみ	植木剪定材 容器包装プラスチック	ペットボトル (4回目)燃えないごみ (4回目)危険・有害ごみ (4回目)使用済み食用油 (2回目)製品プラスチック	燃やすごみ	紙類・布類 飲食用カン・ビン
上町屋 手広	紙類・布類 植木剪定材	燃やすごみ	ペットボトル (2回目)燃えないごみ (2回目)危険・有害ごみ (2回目)使用済み食用油 (4回目)製品プラスチック	飲食用カン・ビン 容器包装プラスチック	燃やすごみ
笛田 常盤	紙類・布類 植木剪定材	燃やすごみ	ペットボトル (3回目)燃えないごみ (3回目)危険・有害ごみ (3回目)使用済み食用油 (1回目)製品プラスチック	飲食用カン・ビン 容器包装プラスチック	燃やすごみ

月1回の収集曜日の確認方法(●回目)とは、「その月の●回目に該当する曜日」のことです。  
第●週目に該当する曜日ではありませんので、ご注意ください。

カレンダーでの例(右):「4回目の火曜日」…26日(火) ※19日(火)ではありません。

※地区の境に住んでいる場合、収集曜日が居住地区と一致しないことがあります。  
使用するクリーンステーションの看板をご確認ください。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

# 地区別収集カレンダー

令和8年(2026年)4月1日から

令和8年4月から収集曜日の変更がある地区

地区	月	火	水	木	金
梶原一丁目～ 五丁目 寺分一丁目～ 三丁目 山崎(うぐいす山)	燃やすごみ	植木剪定材 容器包装プラスチック	ペットボトル (4回目)燃えないごみ (4回目)危険・有害ごみ (4回目)使用済み食用油 (2回目)製品プラスチック	燃やすごみ	紙類・布類 飲食用カン・ビン
山ノ内	燃やすごみ	植木剪定材 容器包装プラスチック	紙類・布類 ペットボトル	燃やすごみ	飲食用カン・ビン (1回目)燃えないごみ (1回目)危険・有害ごみ (1回目)使用済み食用油 (3回目)製品プラスチック
台(未表示地区)	紙類・布類 容器包装プラスチック	燃やすごみ	飲食用カン・ビン ペットボトル	植木剪定材 (4回目)燃えないごみ (4回目)危険・有害ごみ (4回目)使用済み食用油 (2回目)製品プラスチック	燃やすごみ
小袋谷	燃やすごみ	植木剪定材 容器包装プラスチック	紙類・布類 ペットボトル	燃やすごみ	飲食用カン・ビン (3回目)燃えないごみ (3回目)危険・有害ごみ (3回目)使用済み食用油 (1回目)製品プラスチック
山崎(うぐいす山除く) 台一丁目～ 五丁目	紙類・布類 容器包装プラスチック	燃やすごみ	飲食用カン・ビン ペットボトル	植木剪定材 (4回目)燃えないごみ (4回目)危険・有害ごみ (4回目)使用済み食用油 (2回目)製品プラスチック	燃やすごみ
大船一丁目～ 五丁目 大船(未表示地区)	燃やすごみ	飲食用カン・ビン (3回目)燃えないごみ (3回目)危険・有害ごみ (3回目)使用済み食用油 (1回目)製品プラスチック	ペットボトル 植木剪定材	燃やすごみ	紙類・布類 容器包装プラスチック
高野 今泉 今泉台	燃やすごみ	飲食用カン・ビン (4回目)燃えないごみ (4回目)危険・有害ごみ (4回目)使用済み食用油 (2回目)製品プラスチック	ペットボトル 植木剪定材	燃やすごみ	紙類・布類 容器包装プラスチック
岩瀬 大船六丁目	燃やすごみ	飲食用カン・ビン (2回目)燃えないごみ (2回目)危険・有害ごみ (2回目)使用済み食用油 (4回目)製品プラスチック	ペットボトル 植木剪定材	燃やすごみ	紙類・布類 容器包装プラスチック
岡本	飲食用カン・ビン 植木剪定材	燃やすごみ	紙類・布類 ペットボトル	容器包装プラスチック (1回目)燃えないごみ (1回目)危険・有害ごみ (1回目)使用済み食用油 (4回目)製品プラスチック	燃やすごみ
植木	飲食用カン・ビン 植木剪定材	燃やすごみ	紙類・布類 ペットボトル	容器包装プラスチック (2回目)燃えないごみ (2回目)危険・有害ごみ (2回目)使用済み食用油 (4回目)製品プラスチック	燃やすごみ
玉縄 城廻 関谷	飲食用カン・ビン 植木剪定材	燃やすごみ	紙類・布類 ペットボトル	容器包装プラスチック (3回目)燃えないごみ (3回目)危険・有害ごみ (3回目)使用済み食用油 (1回目)製品プラスチック	燃やすごみ

月1回の収集曜日の確認方法(●回目)とは、「その月の●回目に該当する曜日」のことです。  
第●週目に該当する曜日ではありませんので、ご注意ください。

カレンダーでの例(右):「4回目の火曜日」…26日(火)※19日(火)ではありません。

※地区の境に住んでいる場合、収集曜日が居住地区と一致しないことがあります。  
使用するクリーンステーションの看板をご確認ください。

